

第 50 条第 2 項の届出の郵送による提出について

宅建業法第 50 条第 2 項の届出（事務所以外の案内所等の届出）について、希望する方に対して郵送による申請の受付を行っています。

なお、窓口での受付も可能です。

1. 提出方法

郵送による提出を希望する方は、下記の①～④を必ず同封のうえ、簡易書留で郵送提出してください。受付が終わりましたら、届出書の副本に受付印を押印し、同封された封筒により簡易書留で返送します。

（郵送先）〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 2F
大阪府 建築振興課 宅建業免許申請受付窓口 あて

2. 提出書類

- ① 宅建業法 50 条第 2 項の届出書（様式第 12 号）
- ② 業務所在地の地図
- ③ 返信用の封筒（基本料金＋簡易書留分の切手を貼り、送付先の住所を記入のこと）
- ④ 昼間に連絡が取れる電話番号と連絡者名を記入したメモ

※大阪府知事免許業者で業務所在地が大阪府内の場合のみ、②の添付を省略できます。

3. 届出先・提出部数

【都道府県知事免許の場合】

当該業務所在地の都道府県知事に提出します。

ただし、免許権者と業務所在地の都道府県が異なる場合は、免許権者に対しても業務所在地の都道府県知事を経由して提出します。

◇免許権者と業務所在地の都道府県が同じ場合

提出先：免許権者兼業務所在地の都道府県知

部 数：正・副本 各 1 部

◇免許権者と業務所在地の都道府県が異なる場合

提出先：業務所在地の都道府県知事

部 数：正本 2部・副本 1 部

【大臣免許の場合】

当該業務所在地の都道府県知事と、国土交通大臣（各地方整備局等）の両方に提出します。

なお、届け出は、業務を開始する日の 10 日前までに行わなければなりません。

（※郵送による提出の場合、必着のこと。）

両方に
提出が必要

◇業務所在地の都道府県知事：正・副本各 1 部

◇国土交通大臣（各地方整備局等）：正・副本各 1 部

（※提出方法については、各地方整備局等の HP 等をご確認ください。）

◆ ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問合せください。

大阪府 建築振興課 宅建業免許申請受付窓口

(〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎2F)

TEL：06-6941-0351（内線：3085・3088）

06-6210-9733

FAX：06-6614-7562